

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第34号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書とその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)</p> <p>第48条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)</p> <p>第48条の2 略</p> <p>2 法第73条の2第7項の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。</p>
<p>(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>住宅が施行令第37条の18第3項各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定により提出すべき申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>住宅が施行令第37条の18各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>3・4 略</p>

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)

第49条の2 略

2 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 取得した土地に係る住宅が施行令第37条の18第3項各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類

3・4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得する場合には、その住宅の構造、床面積及び取得予定年月日

(6) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)

第49条の2 略

2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の規定により提出すべき申告書にその取得した土地に係る住宅が特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては当該申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類(取得した土地に係る住宅について、前条第1項の規定により提出された申告書に同条第2項の規定により既に添付された書類を除く。)を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 取得した土地に係る住宅が施行令第37条の18各号の規定に該当する住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類

3・4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 自己の居住の用に供する既存住宅等を取得する場合には、その住宅の構造、床面積及び取得予定年月日

(6) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第51条 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等^{（1）}を取得したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等^{（1）}を取得した場合には、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び取得年月日

(6)・(7) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申請)

第52条の2 法第73条の27の2第1項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下「耐震改修」という。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第7条の7に定めるところにより証明を受けたこと、及び当該住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 耐震基準不適合既存住宅を取得した者の住所及び氏名

(2) 耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

第51条 知事は、法第73条の25第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等^{（1）}を取得したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 自己の居住の用に供する既存住宅等^{（1）}を取得した場合には、その住宅の家屋番号、構造、床面積及び取得年月日

(6)・(7) 略

2 略

- (3) 耐震基準不適合既存住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 耐震改修の完了年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けること、及び当該住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名
 - (2) 耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
 - (3) 耐震基準不適合既存住宅を取得した年月日及びその取得の原因
 - (4) 耐震改修の完了予定年月日
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 2 第51条の規定は、法第73条の27の2第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の4 法第73条の27の2第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けたこと、及び当該住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
- (3) 耐震基準不適合既存住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 耐震改修の完了年月日
- (5) 還付を受けるべき金額

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の2第3項の規定による還付
をする場合について準用する。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額の申請)
第52条の5 法第73条の27の3第1項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の3第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の7 法第73条の27の3第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額の申請)
第52条の2 法第73条の27の2第1項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の2第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の4 法第73条の27の2第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の3第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の8 法第73条の27の4第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10 法第73条の27の4第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の11 法第73条の27の5第1項の規定による不動産取得税の免除を受

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の2第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の5 法第73条の27の3第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の3第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の7 法第73条の27の3第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の3第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の8 法第73条の27の4第1項の規定による不動産取得税の免除を受

けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)
第52条の13 法第73条の27の5第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の5第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)
第52条の10 法第73条の27の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の14 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の6第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等）

第52条の16 法第73条の27の6第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同条第1項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施に

第52条の11 法第73条の27の5第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等）

第52条の13 法第73条の27の5第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同条第1項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事

より売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の6第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)
第52条の17 法第73条の27の7第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法第73条の27の7第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)
第52条の19 法第73条の27の7第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の7第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取

業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)
第52条の14 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)
第52条の16 法第73条の27の6第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取

得税の減額の申請)

第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金又は施行規則附則第3条の2の18に規定する助成金(次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。)の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

第52条の21・第52条の22 略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第80条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証票を交付する。

2 略

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

34 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

38 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車(以下「電気自動車」という。))、同項に規定する天然ガス自動車(以下「天然ガス自動車」という。))、同項に規定するメタノール自動車、同

得税の減額の申請)

第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第3条の2の18に規定する助成金(次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。)の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

第52条の18・第52条の19 略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第80条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則で定める証票を交付する。

2 略

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

34 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

38 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車(以下「電気自動車」という。))、同項に規定する天然ガス自動車(以下「天然ガス自動車」という。))、専らメタノールを内燃機関の燃料とし

項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第88条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第88条第1項第1号イ	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円

て用いる自動車地方税法施行規則附則第5条第2項に定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車同条第2項に定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

第88条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第88条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円

	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第88条第1項第2号ア～第88条第1項第2号ウ(ア) 略		
第88条第1項第2号ウ(イ) 略		
第88条第1項第3号ア(イ)・第88条第1項第3号イ 略		
第88条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第88条第1項第5号	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第88条第3項第1号～第88条第4項第2号 略		

	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第88条第1項第2号ア～第88条第1項第2号ウ(ア) 略		
第88条第1項第2号ウ(イ) 略		
第88条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	2万円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第88条第1項第3号ア(イ)・第88条第1項第3号イ 略		
第88条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第88条第1項第5号	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第88条第3項第1号～第88条第4項第2号 略		

39 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第88条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第88条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号イに規定する平成17年天然ガス軽量車基準（以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第2項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号ロに規定する平成17年天然ガス重量車基準（以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第4項に定めるもの

(3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円

第88条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	3万円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
	第88条第1項第2号ウ(ア)	7,500円
15,100円		16,600円
第88条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第88条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
第88条第1項第3号イ	64,000円	70,400円
	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
83,000円	91,300円	
第88条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第88条第1項第5号	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円

第88条第1項第1号イ	40,700円	20,500円
	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
第88条第1項第2号ア	111,000円	55,500円
	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第88条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	3万円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
	第88条第1項第2号ウ(ア)	7,500円
15,100円		8,000円
第88条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円

	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第88条第3項第1号	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
第88条第3項第2号	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
第88条第4項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第88条第4項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

第88条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	2万円	1万円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第88条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第88条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第88条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第88条第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円

第88条第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第88条第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第88条第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第88条第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

40 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車
が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受け
た場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年
4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ
っては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号に規定する
平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定め
る窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2
第2項に定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第4項第3号に規定する充電機能付電力併用自動
車
- (4) 法附則第12条の3第4項第4号に規定するエネルギー消費効率（以
下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成27年度基準

40 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車
が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受け
た場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年
4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ
っては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える
ものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号に規定する
平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該平
成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも
ので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動
車
- (4) エネルギー消費効率が法附則第12条の3第4項第4号に規定する平
成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消

エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第88条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
111,000円	55,500円	
第88条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円

費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの

	4,700円	2,400円
第88条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	3万円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第88条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第88条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第88条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	2万円	1万円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
第88条第1項第3号ア(イ)	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
第88条第1項第3号イ	64,000円	32,000円
	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円

	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第88条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第88条第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第88条第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第88条第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第88条第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第88条第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

41 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1

41 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1

を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

42 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの

(3) 法附則第12条の3第4項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ法附則第12条の3第6項第4号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に定めるものに適合するもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円

	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第88条第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	1万円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第88条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第88条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	3万円	7,500円

	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>2万円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(イ)</u>	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
<u>第88条第1項第3号イ</u>	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
<u>第88条第1項第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
<u>第88条第1項第5号</u>	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>

	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第88条第3項第1号	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
第88条第3項第2号	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
第88条第4項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第88条第4項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

43 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、附則第40項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

44 附則第40項（第4号に係る部分に限る。）及び第41項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第40項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、第41項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

45 略

46・47 略

48 法附則第41条第8項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10

42 附則第40項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第40項第4号中「法附則第12条の3第4項第4号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第11項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第11項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第12項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第12項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

43 略

44 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第39条第1項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定を適用する。

45・46 略

47 法附則第41条第13項及び第14項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並び

条並びに第41条第8項の規定」とする。

に附則第10条並びに第41条第13項及び第14項の規定」とする。

49～51 略

48～50 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の香川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の香川県税条例（以下「旧条例」という。）第52条の11から第52条の13までの規定は、これらの規定に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第52条の11中「法第73条の27の5第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第73条の27の5第1項」と、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）」と、旧条例第52条の12及び第52条の13中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは「旧基盤強化法」と、「法第73条の27の5第3項」とあるのは「旧法第73条の27の5第3項」と、旧条例第52条の12第1項中「法第73条の27の5第2項」とあるのは「旧法第73条の27の5第2項」とする。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の香川県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

5 施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 香川県税条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第46項の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>47 法附則第41条第7項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第7項の規定」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>46 法附則第41条第8項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第8項の規定」とする。</p>